

令和4年度 第1回 八戸市男女共同参画審議会 会議録

日 時 令和4年7月11日(月) 14時00分～14時53分
場 所 八戸市庁 別館8階 研修室
出席委員 10名 安部委員、慶長委員、堤委員、間山委員、石橋委員
高木委員、武部委員、中山委員、八木橋委員、山田委員

●司会：それでは、定刻となりましたので、ただ今より「令和4年度 第1回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

●司会：はじめに委嘱状の交付を行います。市長が皆様のお席にまいりますので、お名前を呼ばれた方は、その場で御起立の上お受け取りください。また、委嘱状交付後は、順次御着席ください。

《市長から委員に委嘱状交付》

●司会：それではここで、市長より御挨拶を申し上げます。

●市長：本日は御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には、「八戸市男女共同参画審議会」の委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

当市では、平成13年に、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、八戸市男女共同参画基本条例の制定や男女共同参画都市宣言を行い、意識啓発や人材育成、子育て支援の充実などに取り組んでまいりました。

また、本年3月には、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とする「第5次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」を築くための基本目標として、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」、「すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会」の3つを掲げ、各種施策を積極的かつ効果的に推進していくこととしております。

当市における男女共同参画は、これまでの継続的な取組により、着実に進展がみられておりますが、個人の価値観や社会動向は、時代の変遷とともに常に変化し続けており、当市においてもこれらの変化を的確に捉え、柔軟に取組を進めていく必要があると考えております。

このことから、当基本計画では、職場や学校、地域、家庭といった場面ごとに実施施策を位置づけ、その施策内容に沿って実効性のある事業を展開するとともに、計画の着実な推進を図るため、毎年度、事業の進捗や成果を検証し、必要に応じて、

施策や事業の見直しなどを実施してまいります。

男女共同参画社会の実現は、地域の活力を高めるための重要な課題であり、男女共同参画を推進するうえでは、各分野からお集まりいただいた委員の皆様には、市の多岐にわたる施策について調査審議いただく当審議会の役割は、非常に重要であると認識しております。

委員の皆様におかれましては、当市の男女共同参画推進のため、それぞれの知識や経験に基づく幅広い見地から、忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 司会：続きまして組織会に入ります。審議会規則に基づき、会長、副会長を選出していただきますが、会長が選出されるまでの間、暫時、市長が仮議長を務めさせていただきます。市長は仮議長席へお願いいたします。

《市長が仮議長席に移動》

- 市長：それでは、会長が決まるまでの間、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。さっそく会長、副会長の選出に入りますが、八戸市男女共同参画審議会規則第3条第2項によりますと、会長、副会長は委員の皆様の互選により定めることとなっております。どなたか御推薦はございませんでしょうか。
- 委員：はい。
- 市長：はいどうぞ。
- 委員：第8期から第10期まで務められた御経験がありますので、会長は堤委員にお願いし、副会長は、慶長委員にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。
- 市長：はい。ありがとうございます。ただ今、会長に堤委員、副会長に慶長委員との御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

《委員賛成》

- 市長：はい。ありがとうございます。それでは、会長に堤委員を、副会長に慶長委員を選任することに決定いたしました。堤会長、慶長副会長、どうぞよろしくお願いいたします。これで、私の職務は終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
- 司会：ここで、市長は公務のため、退席させていただきます。

- 市長：はい。では失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

《市長退席》

- 司会：それでは、堤委員は会長席に、慶長委員は副会長席にお移り願ひます。

《会長、副会長席に移動》

- 司会：ここで、改めまして、委員の皆様を御紹介いたします。

《委員紹介》

- 司会：ただいま御紹介いたしました 10 名の委員の皆様で、令和 6 年 6 月 30 日まで、男女共同参画の推進に関する施策の審議などを行っていただきます。

- 司会：それでは、ここで会長から、一言御挨拶を願ひいたします。

- 会長：はい。では、改めまして、こんにちは。引き続き会長を務めさせていただくこととなりました。私も含めてですけれども、7 名の継続の委員の皆様と、本日 3 名の新たな委員をお迎えしまして、この第 11 期も、活発なる、実りある審議会となりますよう、皆様と一緒に進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

- 司会：ありがとうございました。続いて、副会長から、一言御挨拶を願ひいたします。

- 副会長：はい。はちのへ女性まちづくり塾生の会の代表として参加しているんですけれども、皆さんも資料を見て御存じだと思うんですが、市で女性の人材育成をした、最初にした時の卒業生で作っている会です。ですので、都市宣言した時からずっと一緒に活動してる仲間で、現在もずっと一緒に活動しています。今、色々な審議会に入ったりとか、あとは市民活動サポートセンターの指定管理も、このはちのへ女性まちづくり塾生の会の会員がかなり入って一緒に活動しています。ですので、色々難しいことは皆さん得意じゃないけど、日々ずっと活動していた中から、市民の立場で発言できればいいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

- 司会：ありがとうございました。続いて、事務局職員を紹介いたします。

《事務局職員紹介》

- 司会：ここで、総合政策部長、総合政策部次長は、他の用務のため、退席させていただきます。

《総合政策部長、総合政策部次長退席》

- 司会：それでは、議事に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。
 - ・次第
 - ・委員名簿
 - ・席図
 - ・資料1 八戸市男女共同参画審議会の概要
 - ・資料2 八戸市の男女共同参画事業の概要
 - ・第5次八戸市男女共同参画基本計画の本冊
 - ・第5次基本計画の附属資料 令和4年度事業一覧
 - ・男女共同参画社会を考える情報誌「WHTHYOU」以上となりますが、資料の不足はございませんでしょうか。

《委員より「なし」の声あり》

- 司会：ありがとうございます。それでは、これより議事に入ります。ここからの進行は、会長をお願いいたします。
- 会長：はい。それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので御協力のほどよろしくをお願いいたします。まず、議事に先立ちまして会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局：はい。改めましてよろしくをお願いいたします。

まず、会議の公開の説明の前に、本日の会議は、委員10名全員が御出席ですので、本会議が成立することを御報告いたします。

それでは会議の公開について、御説明いたします。これより、着座にて失礼いたします。

審議会は、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「会議の公開」と「会議録の公開」をすることとしております。また、会議の公開につきましては、傍聴席を設けることとしております。本日は、お申込みがございませんでしたので、傍聴者はございません。

会議録の公開につきましては、ホームページ上で公開しておりますので、本日の会議の内容も会議録を作成し、同様に公開したいと考えております。公開にあたりまして、取扱いは、まず1つ目、委員名簿でございますが、「区分」と「氏名」の記載された名簿を「八戸市男女共同参画審議会委員名簿」として公開させていただ

くほか、審議会が開かれるごとに、会議録に出席者名を掲載させていただきます。2つ目として、発言者につきまして、発言者は特定せず、「会長」「委員」とだけ表示いたします。3つ目、会議録は、委員の皆様から御確認をいただいた後に公開いたします。4つ目、市役所窓口の情報開示請求があった場合には、会議録を文書で開示いたします。以上でございます。

- 会長：はい。会議は原則公開というふうになっておりますけれども、会議録の発言者は「会長」「委員」とだけ表示して、個人名を出さないというところが多いようですが、皆様よろしいでしょうか。

《委員了解》

- 会長：それでは、事務局案のとおりでお願いいたします。
- 事務局：はい。ありがとうございます。
- 会長：では続きまして、本日は、第11期の委員として委嘱され、はじめての審議会となりますので、事務局から、改めて、審議会の概要や男女共同参画事業の概要について説明をいただいた後に、委員の皆様方から御質問等を受ける形で進めていきたいと思っております。まず、報告1ですね、次第5番の事務局報告の(1)八戸市男女共同参画審議会の概要について、資料1のところをお願いいたします。
- 事務局：はい。それでは、八戸市男女共同参画審議会の概要について御説明いたします。お手元の、資料1「八戸市男女共同参画審議会の概要」を御覧ください。
当審議会は、八戸市男女共同参画基本条例第17条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成14年度から組織しております。資料1の裏面に、参考として、設置根拠である条例第17条の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。
次に、4、審議会の主な役割といたしましては、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策および重要事項についての調査審議と、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討いただくことであり、皆様に配付しております、ピンク色の冊子の「第5次八戸市男女共同参画基本計画」に登載している事業の進捗状況について、調査審議し、市長に対する意見書をまとめることが主な役割となっております。
5の、これまでの主な審議内容についてですが、男女共同参画基本計画の策定に関することや、基本計画の進捗状況、市民及び事業所等の意識調査に関することなどについて、御審議いただいております。
6の、委員の皆様任期についてですが、本日から、令和6年6月30日までとなっております。

次に、7の委員の構成は、条例第17条第5項におきまして、委員定数は15人以内と規定されており、今期は、皆様にお配りしております「第11期委員名簿」のとおり、知識経験者、事業者からの推薦者、関係行政機関、公募の計10名の皆様をお願いしております。

最後に、8の今後の審議会の予定についてですが、今年度は、今回を含めて2回の開催を予定しており、次回は10月上旬に、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の令和3年度の進捗状況」や、「第5次八戸市男女共同参画基本計画の令和4年度途中までの進捗状況」について、御審議いただく予定としております。令和5年度につきましても、「第5次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況」などを案件に、年2回から3回程度の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

- 会長：はい。ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何か御質問等ございませんか。よろしいですか。

《委員から質問等なし》

- 会長：では続いて、(2)の八戸市の男女共同参画事業の概要について、説明をお願いいたします。

- 事務局：はい。それでは、資料2「八戸市の男女共同参画事業の概要」について御説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。これから御説明する内容についてですが、まず、概要といたしまして、現計画に至るまでの歩みや、計画の内容などについて説明した後に、実施事業として、市民連携推進課で現在実施中、または、これまで実施してきた事業について、「意識啓発事業」と「人材育成事業」に分類し、掲載事項に沿って、今年度の事業の実施予定についても、説明してまいります。

それでは、1ページを御覧ください。1の男女共同参画社会についてですが、男女共同参画社会基本法の第2条、八戸市男女共同参画基本条例の前文でそれぞれ定義されている、男女共同参画社会の意味について記載しております。

次に、2の条例の制定についてですが、当市では、平成13年9月に、市の男女共同参画の推進に係る基本理念等を定めた条例を制定しておりまして、5つの基本理念として、

- ・男女の人権の尊重と、能力が発揮できる機会均等の確保
- ・固定的な役割分担意識等に基づく制度・慣行による影響への配慮
- ・方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保
- ・家庭生活と社会生活等との両立
- ・男女のからだの違いの理解と、生涯を通じた健康づくりの推進

を掲げております。

また、条例における、各主体の責務について、市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することを責務としており、市民は、男女共同参画の推進に寄与することと、施策への協力に努めなければならないこととされております。また、事業者におきまして、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むことや、施策への協力に努めなければならないこととされております。

2ページをお開きください。3の男女共同参画都市宣言についてですが、平成13年6月に、八戸市議会において、「男女共同参画都市宣言」を全会一致で決議し、同年10月には、八戸市公会堂にて開催の「男女共同参画宣言都市 記念のつどい With you」において、当時の市長と実行委員長が宣言文を読み上げました。下にあります青い囲みの部分が、その宣言内容でございます。

3ページにまいりまして、4の男女共同参画基本計画の策定についてでございます。市では、平成8年度に、男女共同参画社会をめざすはちのへプランを策定し、これを第1次計画と位置づけました。以降、これまで5次にわたって計画を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画事業の推進を図ってきております。

次に、5、現計画であります第5次八戸市男女共同参画基本計画について説明いたします。第5次計画では、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」を目指し、3つの基本目標を掲げております。

- 1 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会
 - 2 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会
 - 3 すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会
- 以上となります。

次に4ページをお開きください。施策の体系についてですが、こちらは、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と、実施施策をまとめたものになります。計画では、16施策、再掲を含む116事業について、市関係各課で取り組んでいくこととしております。具体的な事業の説明は割愛させていただきますが、お手元にお配りしております「第5次八戸市男女共同参画基本計画 附属資料 令和4年度事業一覧」、こちらにおいて、具体的な事業名及び事業内容を掲載しておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。

資料2に戻りまして、こちらの表中の赤い囲みの部分についてでございますが、市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが努力義務となっていることから、現計画である第5次の男女共同参画基本計画の一部を、女性活躍推進法第6条第2項の規定による八戸市推進計画として位置付けており、その部分を示しているものになります。こちらにつきましては、ピンクの冊子、こちらの本冊の4ページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、現計画の期間につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、関係する法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等

が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

計画の進行管理につきましては、毎年度、計画に登載している施策について、進捗状況の調査を実施のうえ、当審議会に報告し、御意見等を頂戴しながら、適切な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、5ページを御覧ください。ここからは、市民連携推進課で実施中、または、これまで実施してきた事業について、御説明いたします。

まず、意識啓発事業の「(1) 意識啓発講演会」についてですが、平成4年度から継続して実施しているもので、著名な講師を招いて、男女共同参画について考える機会を提供する講演会を開催しております。昨年度は、料理研究家のコウケンテツさんを講師に、「誰が作るの？ 今日のごはん みんなで楽しむ家事・育児」と題して御講演をいただき、入場者数は312人にのぼりました。当事業は、平成11年度から、市民大学講座の幅広い市民集客を見込み、例年、八戸市教育委員会社会教育課が開催している八戸市民大学講座から1講座分の日程を提供いただき、意識啓発を図ってきたものです。今年度は、10月25日に、筑波大学教授であり元柔道選手の山口香さんを講師に、「変わる勇気、変えるアクション～誰もが挑戦できる社会を目指して～」と題して御講演いただく予定となっております。

続きまして、6ページをお開きください。次は、皆様のお手元にも参考資料として実物を配付しております、「(2)男女共同参画社会を考える情報誌『WITH YOU』の発行」についてでございます。情報誌「WITH YOU」は、市民への男女共同参画意識の普及啓発を図るため、10月と3月の年2回発行し、商業施設やイベント等で配布しているものです。今年度も、男女共同参画や女性活躍の話題などを取り上げ、例年どおり発行する予定としており、現在準備を進めております。

次に7ページを御覧ください。(3)は、平成13年度から23年度まで実施しております、「市民企画事業」の実績一覧になります。こちらにつきましては、後ほど御覧ください。

次に8ページにまいります。「(4)学校教育関係者等研修会」について御説明いたします。こちらは、子どもたちに直接接し、指導する立場にある教職員等の男女共同参画に対する理解を深め、男女平等を推進する教育内容の充実を図るため、市教育委員会と共催で、主に、小中学校の教職員を対象に研修会を実施しているものです。講師やテーマについては、市教育委員会と協議して教育現場のニーズにマッチするものを選定しており、今年度は、11月24日に、あおもり女性ヘルスケア研究所所長の蓮尾豊さんを講師に迎え、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について学ぶ」をテーマに、開催する予定となっております。なお、当事業の昨年度の実績について、参加者数が7人、参加学校数が6校と、例年に比べて低い数字となっておりますが、その主な理由としては、当講義が、教職員の研修カリキュラムにおける選択講義となったことにより、参加者が分散したことが考えられます。今年度は、対象者を教職員、教育コーディネーター、児童館・放課後児童クラブ等スタッフほかに拡大し、多くの方々に受講していただけるように努めたいと考えております。

次に9ページの(5)を御覧ください。平成24年度から令和元年度まで実施していた、「教員向け啓発パンフレット」の実績が記載されておりますので、こちらにつきましては後ほど御確認ください。

次に10ページまいります。平成22年度から実施している「(6)トーキングカフェ」について御説明いたします。こちらは、各分野で活躍している女性たちと市長とが公開での意見交換会を実施し、活躍する女性をロールモデルとして紹介することで、女性の、「キャリアアップ意欲の向上」を図るものです。10ページから11ページにかけて、これまでの実績を掲載しておりますが、平成30年度から、同じ課内であります市民協働グループのハチカフェオフサイトミーティングと共同実施することで、まちづくりへの参画を促進する目的も加え、令和元年度から令和3年度までは、「若者マチナカ会議」と題し、イベントを開催いたしました。その内容につきましては、ゲストそれぞれに話題提供をいただいた後、イベント参加者と市長が、または、ゲストスピーカーと市長が、まちの魅力等について語り合う形で実施いたしました。今年度につきましては、現時点で開催は未定となっておりますが、今後検討してまいります。

次に、12ページの「(7)ロールモデルPR事業」について、御説明いたします。この事業は、仕事と家庭生活、地域活動等を両立するなど、ワーク・ライフ・バランスを実践し、自分らしい生き方をしているロールモデルを紹介することで、「キャリアデザインの形成」や「働き方を考えるきっかけ」としてもらい、市民や企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践を促進しているものです。これまでの実施内容につきましては、一覧のとおりとなりますが、「WITH YOU」及び市ホームページへの掲載や「広報はちのへ」の連載記事、BeFMのラジオ番組放送で、「性別を問わず幅広い年齢の方」や、「仕事や子育て、地域活動、趣味など多様な両立の組み合わせの方」を、紹介しております。

次に13ページを御覧ください。「(8)女性活躍推進事業」について御説明いたします。こちらは、労働人口が減少する中、女性活躍が企業を成長に導く「重要な戦略」となってきたことから、企業における一般事業主行動計画の策定を促進することで、女性活躍の必要性の理解や意識醸成、更には就業環境の改善を図り、企業における女性活躍を推進する事業です。これまでの実績は表のとおりですが、今年度も引き続き、行動計画策定を促すための制度周知や、女性活躍の事例紹介などにより、制度の促進に努めてまいりたいと考えております。

14ページをお開きください。次に「その他啓発事業」について御説明いたします。こちらの事業は、イベント等において、男女共同参画に関する意識啓発や意識調査等を実施するもので、例年、啓発ティッシュの配布や、街頭でのパネルアンケートなどを実施しておりますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントや商業施設に出向いてのティッシュ配布やアンケートは行わず、市庁舎窓口へティッシュを設置することで意識啓発を行いました。今年度は、市中心街で開催される「はちのへホコテン」にブースを出展し、パネルアンケートや情報誌の配布を実施するほか、八戸ポータルミュージアムでの男女共同参画に関するパネ

ル展や、市庁舎窓口等でのティッシュの配布により、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの理解・普及を図る予定としております。なお、先月 26 日に開催された「はちのへホコテン」において実施したパネルアンケートでは、500 名を超える方々が協力していただきました。

次に 15 ページを御覧ください。ここからは、「人材育成事業」についてです。(1)は、平成 13 年度から 19 年度にかけて実施した、「はちのへ女性まちづくり塾」の内容と実績、(2)は、平成 20 年度、21 年度に実施した「男女共同参画支援事業」の内容と実績となりますので、後ほど御覧ください。

次に、15 ページ下段を御覧ください。「(3)女性チャレンジ講座」について御説明いたします。この事業は、平成 22 年度のプレ事業を経て、23 年度から登録制により、実施しております。働く女性等の地位向上に必要なビジネススキルの習得により、職場等における女性の活躍と、積極的登用の促進を図ることを目的としております。また、参加者同士の、職業や業種を超えたネットワーク構築を図るものでございます。対象は、20 代から 40 代の女性で、平成 29 年度からは、八戸圏域の町村で働いている方や在住の方も対象としております。

16 ページをお開きください。受講形態は 2 年間の登録制で、定員は 50 人程度。毎年その半数程度が修了し、翌年に半数程度を募集するといった、1 年ごと、半数入替え制とすることで、より多くの受講生との交流を図っているものとなります。事業の効果としては、受講者はビジネススキルの向上などを、事業所等においては、女性活躍による組織の活性化などを想定しております。また、市としては、新たな女性人材を育成し、審議会等委員就任による市政への女性の参画を想定しております。

16 ページから 17 ページにかけて、受講者や修了者のデータを掲載しておりますが、全講座数の 7 割以上出席された方が修了者となっております。18 ページから 20 ページまでが、これまで開催してきた講座の内容及び実績内容となりますので、詳しくは後ほど御覧ください。なお、20 ページの表の一番下に、今年度の予定を掲載しております。7 月 14 日に開催を予定している「開講式及び第 1 回講座」をスタートに、前年度からの受講者 19 人に今年度の申込者 24 人を加えた合計 43 人で、計 7 回の講座を実施してまいります。また、登録受講者とは別に受講者を募集し、講座を体験していただく「公開講座」も開催し、次年度以降の登録につながるよう PR することとしております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

- 会長：大変お疲れさまです。ありがとうございます。ただいまの(2)の説明に対して、何か御質問等ございませんでしょうか。
- 委員：よろしいですか。質問というわけじゃないんですけども、ある市内の企業の方が悩んでいて、何で悩んでいたかというところ LGBTQ で手術した方を採用して。ところがその会社の中ですごく微妙な雰囲気になるときがあるというのがあって、

年配の男性からすごい叱責されたりとか、そういう事態になったりってことがあって、どうしたもんだろうね、というふうに非常に悩んでました。前に先生方を対象にLGBTQの講座をやりましたよね。その時私それに参加したんですけど、そういう形で企業向けのそういう人たちの対応の仕方というか、学校じゃなく企業向けにそういうような、出前講座じゃないですけど、出前講座の中にこういうメニューがありますよみたいな形で一コマ入れて。色々な女性活躍推進のための講座も必要だと思いますけど、その中にそういう講座も一つあってどうなんだろうなと思って話を聞いていました。会社だと非常にこう、理解のある人は全然普通に対応しているみたいなんですけど、そうじゃない、わからなかったりとか、御年配の人たちにすごく辛く当たられたりとかで、非常に経営者の方が悩んでまして、どういう風にしたらいいかしらね、みたいなことを言って。どうしていいかわからないから触らないようにしてる、みたいなニュアンスで言っていて、みんなでそういう学ぶ機会があったりすればね、研修として。そうすると少しは理解ができる、理解できれば対応、会社の雰囲気も変わるのかなと思って、ちょっとそういう啓発のメニューに入れるっていうのはどうなんだろうなとちょっと思ったので、今日はちょっと意見というか、言ってみました。経営者としては多分良かれと思って、そういう方も採用して、多様な働く場ということで対応されたんだと思うんですけど、現実はやっぱりなかなか厳しいようで、ちょっと悩んでましたね。

- 会長：現在は学校教育を通じてという講座はたくさんやられてますが、なかなかその社会教育というかそういうところなんですよ。
- 委員：企業のね、そういう中のところとして入れるっていうのはどうなんだろうなと思って。そうするとさりげなく研修と称してそういうコマを入れれば、職場での理解が広まるのかな、とちょっと思ったので、検討というか、できるようにしていただければありがたいなと思って。そういうのを会社にまいて、こういう講座一覧みたいな。その中から選択してもらえればちょっといいのかなという気がします。
- 会長：いかがでしょうか。
- 事務局：委員の皆様がおっしゃっているとおり、今のところは学校教育関係者とか児童館ですとか、そういった方々のところへの講座に集中しているような状況で、市としては、福祉政策課のほうでもLGBTQ+などの対応はしているところではございますが、一般企業に向けてまで大きくやるとなるとなかなか実施できないような状況かと思います。例えば市内の研修ですとか、そういった形での研修は少しずつ開催されておまして、私どもも受講したりはしているんですけども。そういったものにつきましても、当課で行われるか他の課で行われるかということもありますが、広く検討していければと思います。

●委員：職場の話ですので。LGBT 差別というんですかね、セクシャルハラスメントの一部だと思うんですが、今年の4月からハラスメント防止対策というものが一般企業にも義務付けられたということで、従業員への周知・啓発などをやってくださいという。積極的に取り組んでいる企業さんは我々専門家、社会保険労務士を講師に迎えたりして研修をやっているんですが、女性蔑視の部分はやはりセクシャルハラスメントのメインになるので、その辺は重点的に説明はするんですけども、ちょっとLGBTまで考えが回ってなかったんですね、我々も。ですから、社会保険労務士会の会員に対してLGBT差別もセクシャルハラスメントの一部ですから、企業さんにそういうものの防止対策をするようにということで周知していきたいなと考えております。

●委員：その方も多分色々な人達を対応したいと思って採用したんだけどやはりすごく大変みたいで。理解が広がればもうちょっとね、環境としてはよくなるんじゃないかなと思うんですけど。

●会長：ありがとうございます。他に何かございませんか。皆様よろしいですか。

《委員から質問等なし》

●会長：それでは、6番の「その他」に移らせていただきます。委員の皆様から何かその他ということでございませんか。

《委員からはなし》

●会長：事務局のほうからはございませんでしょうか。

●事務局：皆様、本日は、貴重な御意見等を賜りまして、大変ありがとうございました。今後の男女共同参画審議会の進め方に若干触れるんですが、今日も御説明の中にあっただかと思いますが、第2回の男女共同参画審議会の開催につきましては、10月上旬を予定しております。詳細につきましては、皆様の日程調整の上、追ってお知らせいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

●会長：ありがとうございます。それではこれで、本日予定していた案件は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。ありがとうございました。

●司会：堤会長、ありがとうございました。皆様にお配りしておりました「第5次八戸市男女共同参画基本計画の本冊」と「第5次基本計画の附属資料 令和4年度事業一覧」、「情報誌WITH YOU」につきましては、前期の第10期委員の皆様には一

度お配りしていたものですので、必要のない方は、そのままお席に残してお帰りいただければと思います。では、これをもちまして、令和4年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたり、お疲れさまでした。ありがとうございました。